

豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会 専門研究部会規約

（設 置）

第1条 豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会（以下「協議会」という）会則第14条の規定により、協議会は専門研究部会（以下「部会」という）を置く。

（目 的）

第2条 部会は、民生委員法第24条並びに協議会会則第4条（2）項および第14条の趣旨に基づき、各分野の専門的研究を行うことにより、協議会活動の効果的な運営の推進を図ることを目的とする。

（組 織）

第3条 前条の目的を達成するため、協議会に次の部会を置く。

- （1）高齢福祉研究部会
- （2）児童福祉研究部会
- （3）障害福祉研究部会

（構 成）

第4条 部会員は、協議会に所属する全民生・児童委員をもって構成し、前条（1）から（3）のいずれかの部会に加入するものとする。

（事 業）

第5条 部会

はそれぞれの分野において、次の事業をおこなう。

- （1）調査、資料の収集
- （2）情報の提供
- （3）その他、部会の目的達成に必要な事業

（役 員）

第6条 部会に次の役員をおく。

- （1）部会長 1名
- （2）副部会長 1名
- （3）書記 1名

2 部会長、副部会長、書記は部会員の互選とする。

3 役員の任期は、3年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第7条 部会は、部会長が招集し、必要に応じ随時これを開く。

2 部会の議長は、部会長がこれにあたる。

3 会長及び副会長は、必要に応じてすべての会議に出席することができる。
(費用)

第8条 部会の運営に要する経費は、協議会の助成金をもって充てる。

(その他)

第9条 部会は、協議会会長がこれを統括する。

2 本規約に定めのない事項については、会長または部会長が協議会役員にはかりこれを定める。

付 則 この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

〔平成 9年 4月25日 一部改正〕

〔平成12年 4月 1日 一部改正〕

〔平成22年12月 1日 一部改正〕